会議録

（第４３回名古屋港管理組合入札監視委員会議事録）

【入札・契約手続及び指名停止の運用状況等の報告】
　令和３年度までの入札不調件数、入札参加者が１者のみの工事件数、低入札価格調査実施件数の推移等について説明した後、令和３年度下半期工事の入札・契約手続の運用状況等について報告を行った。

［主な質疑］
質　　問：　令和３年度下半期に指名競争入札で行った土木工事４件について、一般競争入札でなく指名競争入札にした理由は何ですか。

回　　答：　総合評価一般競争入札に付しましたが、不調となりましたので、指名競争入札に切り替えて再発注したためです。

質　　問：　指名競争入札に付した工事番号「土木３６」は３２業者を指名し、落札率は９９．５６％でしたが、ほとんどの業者が入札を辞退したということですか。

回　　答：　落札者以外にも入札参加者はありましたが、かなり多くの入札辞退者がありました。

質　　問：　本紙８ページに名古屋港管理組合発注工事での事故により口頭注意を行った案件の記載がありますが、指名停止に至らない場合の措置は口頭注意以外に何かありますか。

回　　答：　名古屋港管理組合指名停止取扱要領第１２条において、指名停止を行わない場合は文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができると規定しており、運用基準を定めた内規で文書注意及び口頭注意に該当する場合を規定しています。

質　　問：　口頭注意は工事成績の評価に影響がありますか。

回　　答：　はい。あります。

【事案抽出の報告】
　抽出担当委員より、令和３年度下半期に発注した工事の中から４件抽出した旨、報告された。

【抽出事案に関する説明及び検討】

抽出事案１「作倉町物揚場補修その他工事」

〔主な質疑〕

質　　問：　本工事が潜水作業を多く含む特異な工事であるということは、落札率が １００％であったたことの十分な説明になりますか。

回　　答：　潜水士不足が顕在化する中、潜水による作業割合が多かったという点で他の工事と違いがあります。そのため経費を下げられる要素が無かったのではないかと考えております。

質　　問：　業者から提出された工事費内訳書が本紙１４、１５ページに記載されていますが、設計書の項目ごとの金額と一致していますか。

回　　答：　工事費内訳書と設計書の金額は近似していますが、一致しているわけではありません。

質　　問：　落札者は、自分以外に入札参加者が無いことを分かった上で予定価格と同額で入札したのではないでしょうか。その点についてどのような認識をしていますか。

回　　答：　予定価格を事前に公表していますので、入札参加者は、予定価格と同額で入札することは可能です。他に入札参加者があるかどうかに関係なく、予定価格で落札できるなら納得できると考えたものと認識しています。

質　　問：　落札者に予定価格と同額で入札した理由を聞きましたか。

回　　答：　聞いておりません。
　落札率が９９．９８％や９９．９９％の工事は珍しくはなく、その場合、予定価格との金額差は設計金額が数千万円の工事の場合で１、２万円程度です。従って、落札率が９９．９％を超える工事は１００％と大差はないと思っています。むしろ、工事費内訳書がしっかり積算されたものであるかを確認すべきであると考えております。

意　　見：　落札者に理由を確認していないので推測ではありますが、落札業者は１者入札であることを知りえないので、リスクを冒して予定価格と同額で入札し、結果的に落札率が１００％になったとしか言えないのではないでしょうか。

抽出事案２「金城ふ頭護岸築造工事（その６）」

〔主な質疑〕

質　　問：　本紙２１ページに記載の入札参加者から提出された工事費内訳書はどこが間違っていたのですか。

回　　答：　同日に入札が行われた別工事の工事費内訳書が誤って提出されていたため、工事名も内訳書の項目も間違っています。

質　　問：　調査基準価格を下回った理由として、役員報酬を削ったという事例はよくあることですか。

回　　答：　積算内訳の項目は、直接工事に係る部分と経費に係る部分で構成されます。このうち、経費部分を削減する積算パターンは珍しくありません。人件費のうち、労働者の賃金を下げることは問題になるので、役員報酬を下げたという説明はよくあります。

事案１と事案２は対照的な工事で、事案１は細かい工事が集まった比較的設計金額の小さい工事です。一方、事案２は規模が大きい比較的単純な護岸の上部工・裏込工で、スケールメリットとして会社の経費や儲けである間接費の部分も大きくなることから、間接費部分の役員報酬を削ったということになります。比較的規模の大きい工事については、入札価格の積算にあたり、一般管理費を削ることがよくみられます。

抽出事案３「稲永ふ頭南１号上屋耐震改修その他工事」

〔主な質疑〕

質　　問：　写真を一見する限り、特別な構造の建物には見えず、誰でも施工可能ではないかと感じますが、２者しか入札に参加しなかったということは、本工事は難易度の高い工事なのですか。

回　　答：　本工事は、上屋を利用し続けながら行う耐震改修工事です。上屋は倉庫と違い、船から降ろした荷物を一時的に保管する建物で、扱う荷物の入れ替わりが激しいため、建物内をいくつかの区画を分けて１区画ずつ施工する特殊な工事です。また、屋根がかまぼこ型の特殊な形状をしているため、規格化されていない形状やサイズの部材を高所で設置する作業となることから、難易度の高い工事であると言えます。

抽出事案４「名古屋港水族館北館シロイルカ昇降床設備補修工事」

〔主な質疑〕

質　　問：　未入札であった業者には、その理由を聞くのですか。

回　　答：　入札辞退届には辞退理由を記載する箇所がありますが、入札辞退届を提出しない未入札者に対する理由の聞き取りは行いません。

質　　問：　指名の対象とした施工実績のある１５者とは、水族館の昇降装置を施工した業者ですか。それとも機械器具設置工事を施工した業者のことですか。

回　　答：　機械器具設置工事業の業種で登録されている業者の中から、昇降床設備の工事実績を確認できた業者を選定しました。

質　　問：　水族館の昇降設備に条件を絞ると何者になりますか。

回　　答：　水族館や動物園など生物を扱う施設に限定すると、入札参加業者は１者のみです。

質　　問：　本工事は１５者を指名した結果、入札参加者は１者のみだったわけですが、今後、別のプールで同じような工事を行う場合、指名競争入札にするのか特殊性があるとして随意契約にするのかについてお考えを聞かせてください。

回　　答：　このような特殊な工事については、まず見積を取れるか取れないかで判断します。見積を複数業者から取れれば競争入札が可能と考えますが、１者しか取れないのであれば随意契約で発注せざるを得なくなります。

　たとえば、１０業者に見積を依頼したところ、３～５業者から見積を取れたとすれば競争入札が可能と考え、さらに指名競争入札にするか、一般競争入札にするかは業界の広さ等を鑑みて検討していくことになります。

質　　問：　本工事では、この１５業者に見積を依頼し、複数者から見積を取れたということですか。

回　　答：　本工事においては、落札した業者と技術者不足を理由に辞退した６業者の計７業者が施工可能だったと解釈しています。辞退理由が技術者不足である場合は、裏を返せば技術者がいれば施工できるという意思表示だと捉えております。

質　　問：　入札辞退届に記載する理由は、あらかじめ用意された選択肢の中から選択するのですか。

回　　答：　いいえ。選択肢から選ぶのでなく自由記述式です。業者により様々な辞退理由があると思いますので。

意　　見：　動物が関わるような特殊なケースについては、飼育員の意見を反映した条件をつけた上で随意契約をするなど、随意契約による契約締結について別の観点から考えてもいいのではないかと思います。

【抽出事案の審議結果】
いずれも適正に執行されていると判断される。